

第4期 ふじみ野市 障がい福祉計画

平成 27 年度～平成 29 年度
(2015 年度～ 2017 年度)



第 19 回ふれあい広場ポスター作品募集 最優秀作品

平成 27 年 3 月
ふじみ野市

はじめに

ここ近年、障がい者を取り巻く状況は大きく変化しております。平成 18 年に施行された障害者自立支援法は平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称を変更し、対象に難病患者が加わるなどの改正が行われました。また、平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が公布され、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止されました。

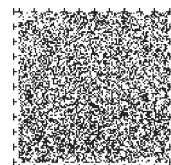


このように社会情勢や福祉制度が変化していく中、障がい者一人ひとりが自立した生活を送るための必要なサービスの提供及び適切な利用を推進するため、第 1 期から第 3 期の「ふじみ野市障がい福祉計画」の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の課題や実績を検証し、さらに国の方針を踏まえ、「第 4 期ふじみ野市障がい福祉計画」を策定いたしました。近年、発達障がいに関する相談が増加しており、早期発見・早期療育をすることで成長に大きな変化が期待できます。そこで市では、幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する社会資源として、平成 27 年 4 月に「ふじみ野市児童発育・発達支援センター」を開設いたします。今後においては、この計画に掲げた項目について定期的に調査・分析及び評価を行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきましたふじみ野市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や団体ヒアリング、またパブリックコメントにご意見をいただきました多くの関係団体の皆様や市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

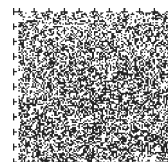
平成 27 年 3 月

ふじみ野市長 高 畑 博

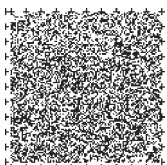


目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけと期間	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	5
(3) 計画の対象者	6
3 サービス体系と支援区分	7
(1) サービス体系	7
(2) 支援区分	8
第2章 障がい者（児）の現状	11
1 人口と障害者手帳交付状況	13
(1) 人口の推移と高齢化の進行	13
(2) 障がい者（児）について	15
(3) 手帳交付者の推移	16
2 障がい児の就学及び卒業後の進路	23
(1) 就学の状況	23
(2) 卒業後の進路	24
第3章 障がい福祉計画の進捗状況と見込み量	25
1 障害福祉サービスに関する数値目標	27
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	27
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	29
(3) 地域生活支援拠点の整備	30
(4) 福祉施設から一般就労への移行	31
2 障害福祉サービスの進捗状況と見込み量	33
(1) 訪問系サービス	33
(2) 日中活動系サービス	35
(3) 居住系サービス	37
(4) 相談支援	38
(5) 児童福祉法のサービス	39
3 地域生活支援事業の進捗状況と見込み量	41
(1) 相談支援事業	41
(2) 意思疎通支援事業	43



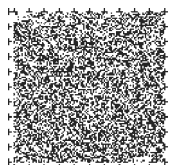
(3) 日常生活用具給付等事業.....	44
(4) 移動支援事業.....	46
(5) 地域活動支援センター事業.....	47
(6) 理解促進研修・啓発事業.....	48
(7) 自発的活動支援事業.....	49
(8) その他任意事業.....	50
第4章 第4期障がい福祉計画の推進体制.....	51
1 計画の推進のために.....	53
(1) 計画の進行管理.....	53
(2) 庁内の推進体制の整備.....	54
(3) 障がい者のニーズ把握と施策への反映.....	54
第5章 資料.....	55
1 計画策定から公表までの経緯.....	57
2 ふじみ野市地域自立支援協議会.....	59
(1) ふじみ野市地域自立支援協議会条例.....	59
(2) 名簿.....	61
3 市内の障がい福祉施設.....	62



第1章 計画の概要



第19回ふれあい広場ポスター作品募集 優秀作品



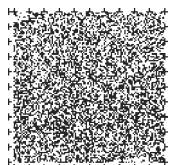
1

計画策定の背景

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されて、市では、平成 19 年 3 月に「第 1 期ふじみ野市障害福祉計画」、平成 21 年 3 月に「第 2 期ふじみ野市障がい福祉計画」、平成 24 年 3 月に「第 3 期ふじみ野市障がい福祉計画」を策定し、計画的に推進してきました。その間、障がい福祉に関わる制度の改革が進められ、平成 23 年 8 月には障害者基本法が改正され、平成 25 年 4 月には「障害者自立支援法」に代わり新たな法として「障害者総合支援法」が成立しました。

「障害者総合支援法」では、①障害者の範囲が拡大し、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）のほかに、難病等を加えること、②重度訪問介護の対象拡大、③ケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われました。

市は、地域の障がい者の方に最も身近な自治体として、一連の制度改正に的確に対応するとともに、児童福祉法に基づくサービスなど、障害者総合支援法に規定される以外の各種サービスについても必要な施策を充実していきます。



2

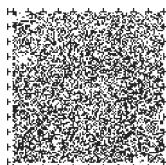
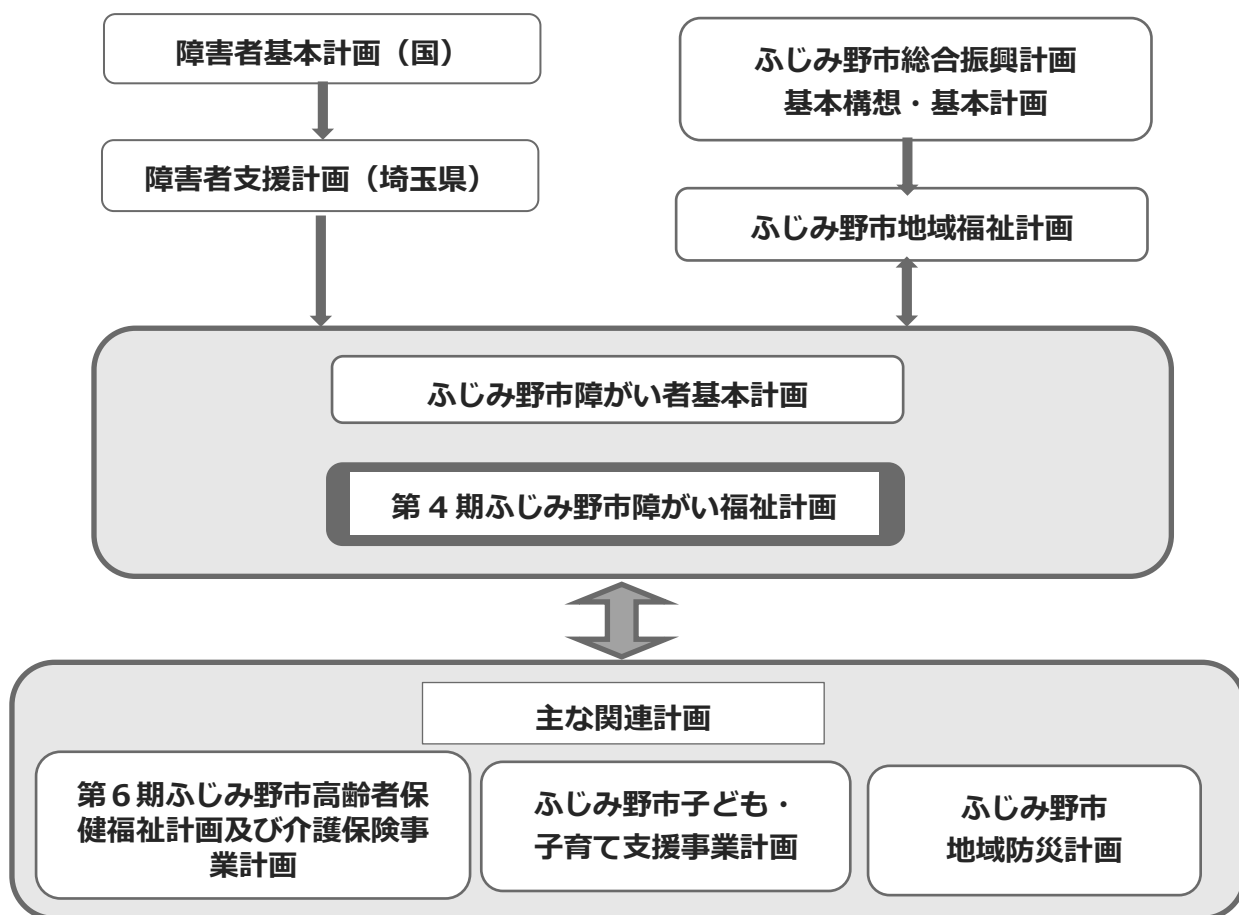
計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法において策定を定められている市町村障害福祉計画であり、国の基本指針及び県の考え方に即し、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことを目的としています。

また、市の障害福祉サービスに係わる計画として、市の障がい者福祉に関わる他の計画との整合性を保ちます。

図 1-1 「第 4 期ふじみ野市障がい福祉計画」の位置づけ



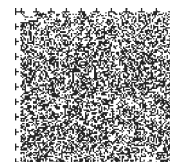
(2) 計画の期間

本計画は平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間の計画です。

また、今後、国の動向に伴い、本計画に具体的な影響のある法律や制度などについて改正があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

図 1-2 本計画の期間と他計画との関係

計 画 名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国	障害基本計画		第 3 期				
埼玉県	障害者支援計画	第 3 期			第 4 期		
ふじみ野市	総合振興計画		後期基本計画				
	地域福祉計画						
	障がい者基本計画						
	障がい福祉計画	第 3 期			第 4 期		



(3) 計画の対象者

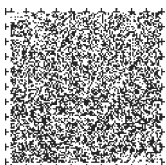
本計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病等の障がいのある方を対象とし、地域で安心して暮らせるためのサービスを提供します。

■用語解説

高次脳機能障がい・・・・・・・・交通事故や脳卒中によって脳に傷がついた場合、言語・思考・記憶行為・学習・注意などの能力に障がいが生じることがあります。生じた症状のことをまとめて高次脳機能障がいといいます。高次脳機能障がい者の方は器質性精神障がい者として、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院医療）等の制度を利用することができます。

発達障がい・・・・・・・・発達障がいとは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

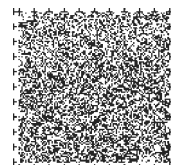
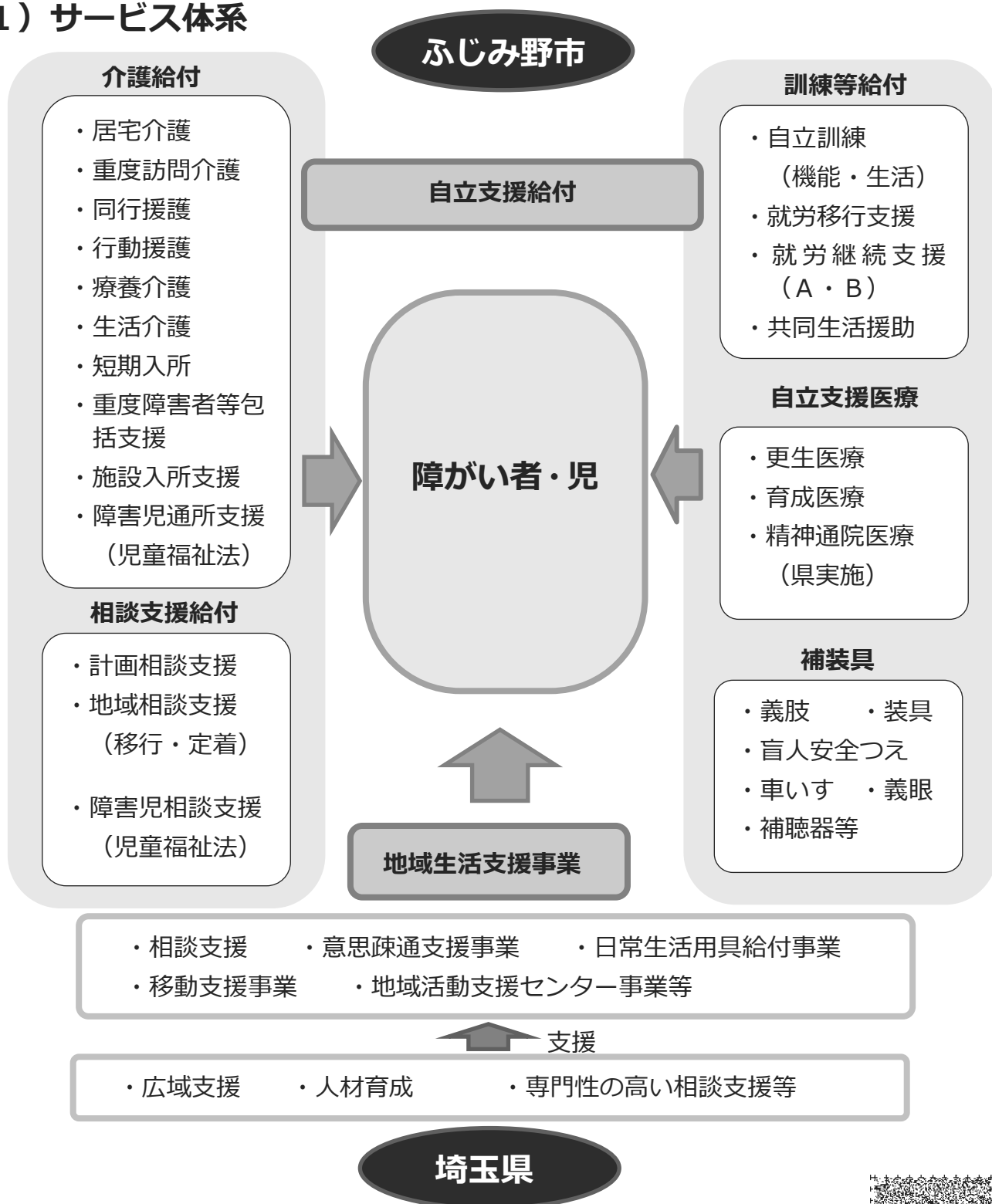
難病・・・・・・・・平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法では「治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。



3

サービス体系と支援区分

(1) サービス体系



(2) 支援区分

① 障害程度区分から支援区分に変更

従来、障害者自立支援法の下、「障害程度」とされていたものが、平成 26 年 4 月 1 日に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、「障害支援区分」に名称が変更されました。

障害支援区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、「障がいの程度（重さ）」ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることを分かりやすい表現にするため名称が変更されました。障がい者の心身の状態を総合的に表す区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。

② 主な変更点

障がいの特性により配慮した支援内容にするため、内容が変更され、主なものは以下に示すものです。

<重度訪問介護の対象の拡大>

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とし、厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障がい者・精神障がい者に対象が拡大されました。

<共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合>

障がい者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するため、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合されました。グループホームへの一元に併せて、個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の 1 つとして、外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うことが出来るようになりました。

<『サテライト型住居』の仕組みの創設>

また、共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1 人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組みの創設がされました。

<地域移行支援の対象が拡大>

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から地域移行支援の対象が拡大されました。それは、現行の障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものが追加されました。

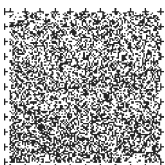


表 1-1 障害支援区分により利用できるサービス

サービスの種類	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
居宅介護		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
行動援護				○	○	○	○
重度障害者包括支援							○
同行援護	△	△	○	○	○	○	○
生活介護			△	△	○	○	○
療養介護						○	○
短期入所		○	○	○	○	○	○
グループホーム	○	○	○	○	○	○	○
施設入所支援				△	○	○	○
訓練等給付 (自立訓練・就労支援等)	○	○	○	○	○	○	○

※△は一部条件があり

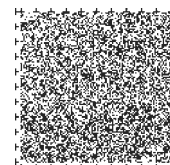
※障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す 6 段階の区分（区分 1～6：区分 6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。

③ 障害者総合支援法に基づく障害支援区分の判定方法等の改正点

＜障害者自立支援法での判定方式等の問題点＞

これまでの障害者自立支援法に基づく「障害程度区分」での判定方式は、以下のような問題が指摘されていました。

- 知的障がい者や精神障がい者について、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないか、との課題が指摘されている。
- 知的・精神・発達障がい等を中心に、障がい特性をより反映できる認定調査項目が必要。
- 「できたりできなかったりする場合」の「できない場合」が一次判定で評価されにくい。
- 行動障害や精神面に関する認定調査項目が一次判定において活用（評価）されていない。
- 二次判定（市町村審査会）において、一次判定結果を引き上げる割合は、各地域において差が生じている。



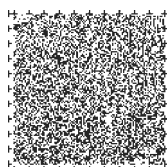
＜障害者総合支援法での判定方式等の改正点＞

主な改正点は、以下のものです。

表 1-2 判定方式等の見直し及び方法

見直しの内容	方法
<p>(1)認定調査項目の見直し (106項目⇒80項目)</p>	<p>①新規認定項目の追加（6項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康・栄養管理：「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価 ○危険の認識：「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価 ○読み書き：「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価 ○感覚過敏・感覚鈍麻：「発達障がい等に伴い感覚が過度に敏感、過度に鈍くなることの有無」を確認 ○集団への不適応：「集団に適応できないことの有無やその頻度」を確認 ○多飲水・過飲水：「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無やその頻度」を確認 <p>※その他、既存の認定調査項目における評価内容（評価範囲）の見直しを実施。</p> <p>②認定調査項目の統合・削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定調査時における障害者等の負担軽減を図るため、評価が重複する認定調査項目等を統合（14項目→7項目）・削除（25項目）。
<p>(2)判定基準の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況（支援が必要な状況）」に基づき判断。
<p>(3)新たな判定式 (コンピューター判定式)の構築</p>	<p>①考え方・導入のねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「障害支援区分」は認定調査項目をコンピューターに取り込んで判定を行う。 ○全国一律のコンピューター判定式で評価することにより二次判定で引き上げる割合の地域差を解消する。 <p>②方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度～23年度の認定データ（約14,000件）から、申請者と同じ状態像にある障害者の二次判定結果を抽出。 ○抽出データのうち、最も確率の高い区分（二次判定結果）を障害支援区分の一次判定結果とする。

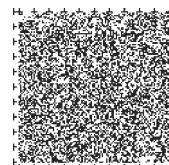
※厚生労働省「障害者総合支援法における「障害支援区分」への見直し」を参考に整理



第2章 障がい者（児）の現状



第19回ふれあい広場ポスター作品募集 優秀作品



1

人口と障害者手帳交付状況

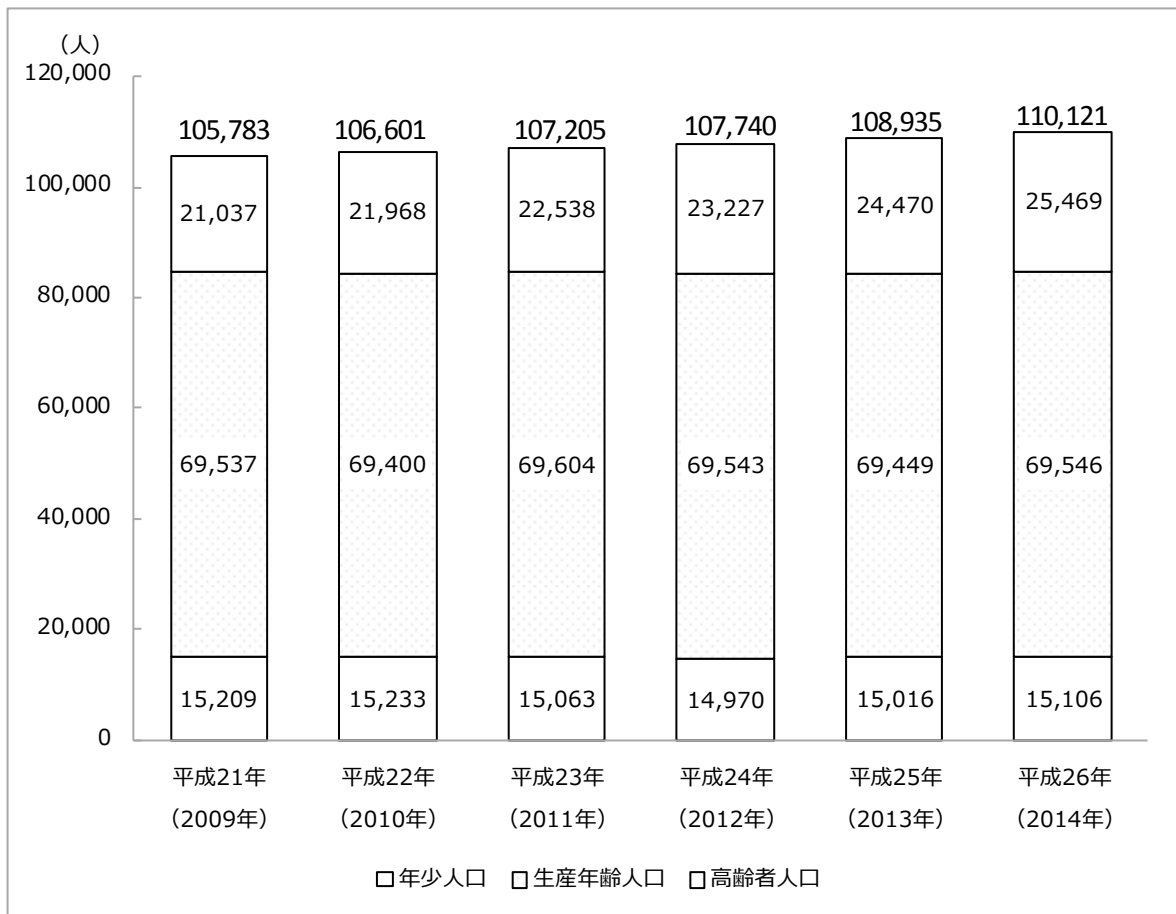
(1) 人口の推移と高齢化の進行

ふじみ野市の人口は、緩やかな増加傾向にあります。

この間の人口構造の特徴は、15歳未満の年少人口、及び、15歳～65歳未満の生産年齢人口の減少と65歳以上の高齢人口の増加です。

高齢人口は市全人口の23.1%（平成26年1月1日）を占めます。また、高齢人口が増加するに伴い、75歳以上の後期高齢人口も増加しています。後期高齢人口は、高齢人口の4割強を占めています。

図 2-1 市の総人口数の推移（人口3区分）



各年1月1日現在

注) 人口3区分 年少：15歳未満、生産年齢：15歳～64歳、高齢者：65歳以上

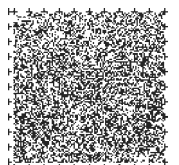
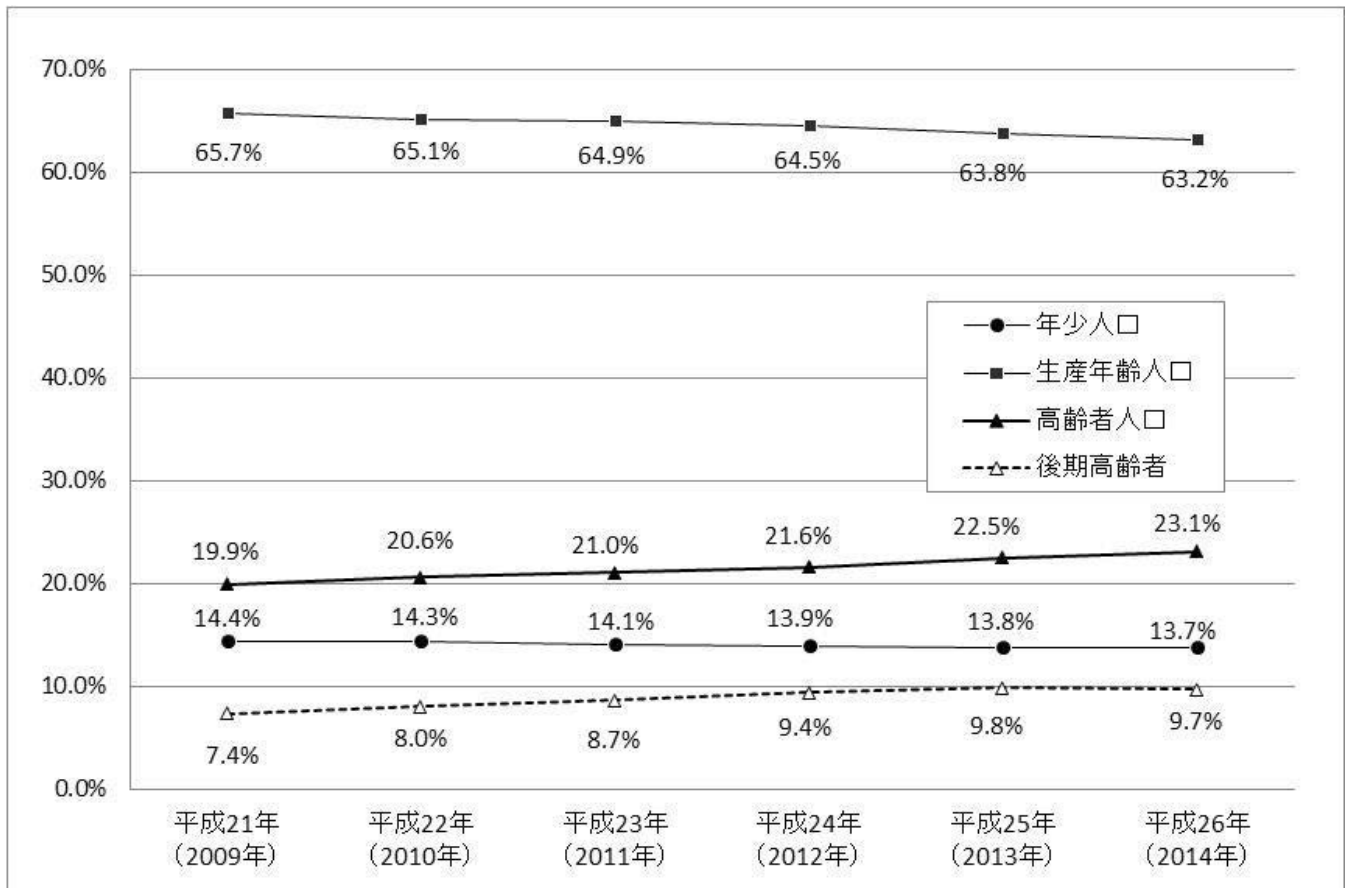
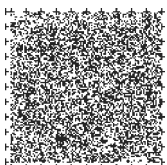


図 2-2 人口構成比の推移



各年 1 月 1 日現在

注) 年少：15歳未満、生産年齢：15歳～64歳、高齢者：65歳以上
 (後期高齢者：75歳以上。後期高齢者は、高齢者人口の内数)



(2) 障がい者（児）について

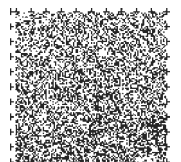
平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、その第 2 条で「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とし、発達障がいも新たに含まれました。また、国際連合の定義では、障害者の権利宣言（Declaration on the Rights of Disabled Persons）（1975 年（昭和 50 年）決議）では『「障害者」という言葉は先天的か否かにかかわらず、身体的または精神的能力の欠如のために、普通の個人または社会生活に必要なことを、自分自身で完全、または部分的に行うことができない人のことを意味する」と述べています。

平成 26 月 1 月にわが国は、国連「障害者権利条約」を批准し、障害者基本法と合わせて国際連合の定義が適用されることとなります。

障がいの種類に対して、3 種類の手帳があり、それらを取得することによって、障がいの程度に応じて福祉サービスを受けることができます。障がいの認定については、医師の診断や専門家の審査・判定等により手帳の交付が決定されます。なお、発達障がいに対しての手帳制度は、現在国の制度としてはありませんが、発達障害者支援法第二条第二項において「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者」として定義されています。

表 2-1 障害者手帳の種類

身体障害者手帳	身体障害者手帳は、障がい程度（視覚障がい・聴覚障がい・平衡機能障がい・音声、言語機能障がい・そしゃく機能障がい・肢体不自由・心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能障がい・ぼうこう直腸機能障がい・小腸機能障がい・免疫機能障がい・肝臓機能障がい）に該当すると認定された人に対し 交付されます。
療育手帳	生後から 18 歳未満の間に知的障がい（知能指数がおおむね 75 以下）により、日常生活に支障が生じている人に対して交付されます。申請は 18 歳以上でもできますが、18 歳未満の時に知的障がいがあったことが確認できた場合のみとなります。 なお、埼玉県では「みどりの手帳」と呼ばれています。
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患がある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に対して交付されます。 発達障がい・高次脳機能障がいの人も対象になります。



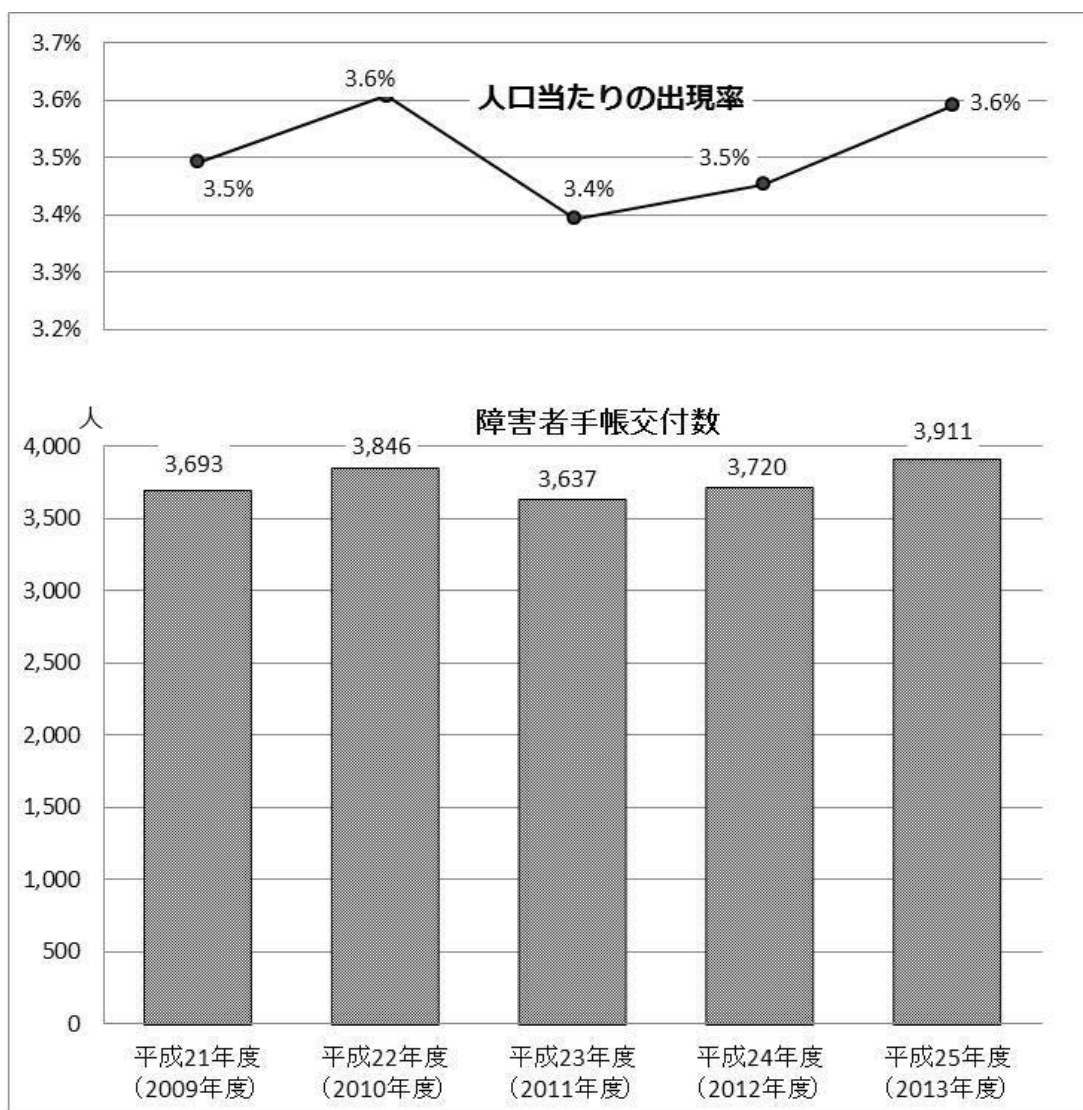
(3) 手帳交付者の推移

① 障がい者の手帳交付者数の推移

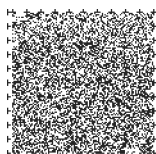
ふじみ野市の障がい者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者、重複含む）は、平成 25 年度では 3,911 人で、平成 23 年以降、徐々に増加の傾向にあります。

人口に対する出現率は 3.6%であり、市民の約 25 人に 1 人が身体、知的又は精神障がいがあるという状況です。

図 2-3 障害者手帳交付数及び人口当たりの出現率

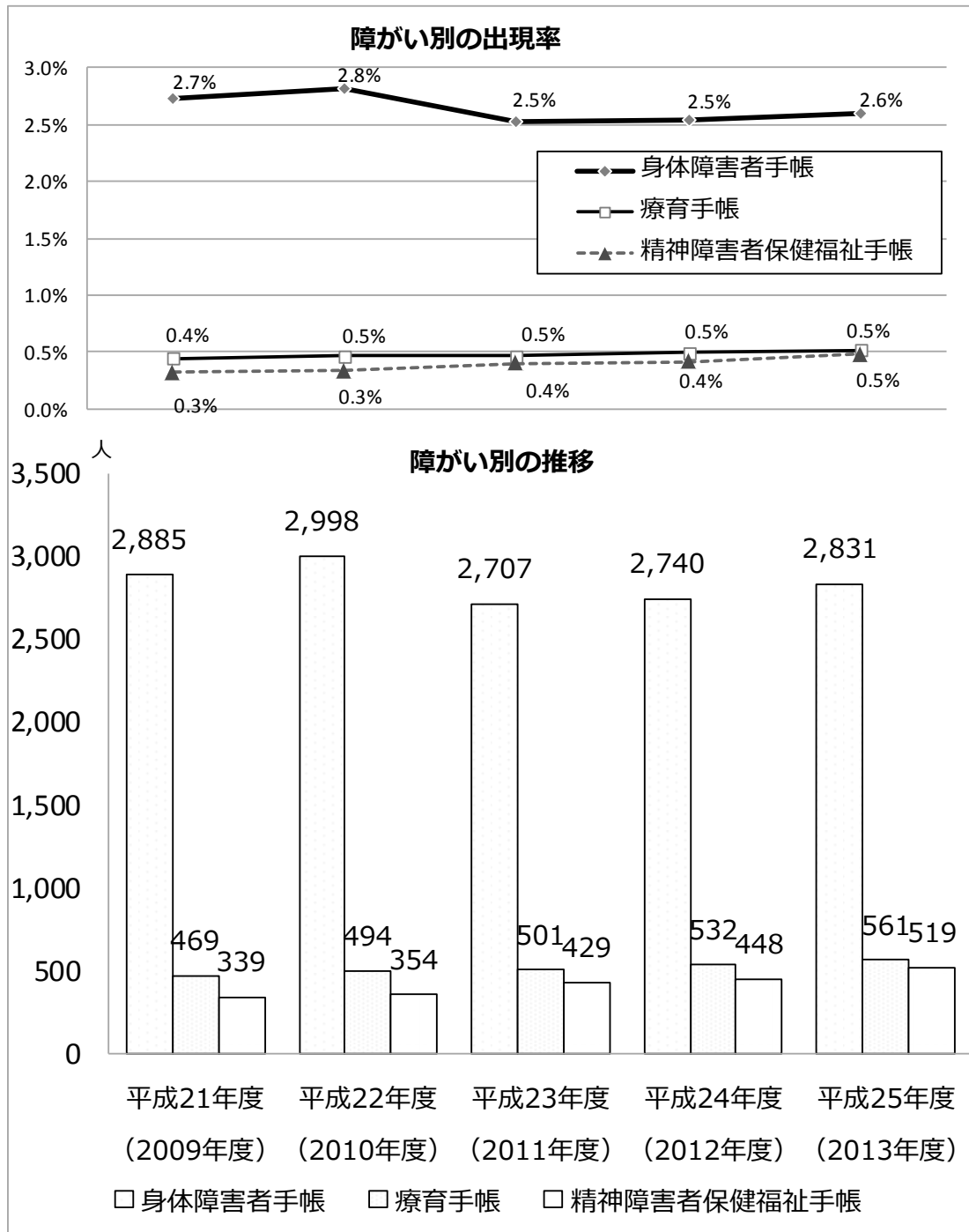


各年度末現在

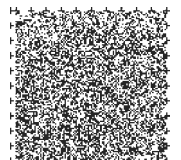


人口に占める身体・知的・精神障がい者の割合は、平成 23 年以降、いずれも増加傾向にあります。特に精神障がい者の割合は、平成 21 年度以降、年々増加の傾向を示しています。

図 2-4 障がい別の手帳交付数の推移及び伸び率



各年度末現在



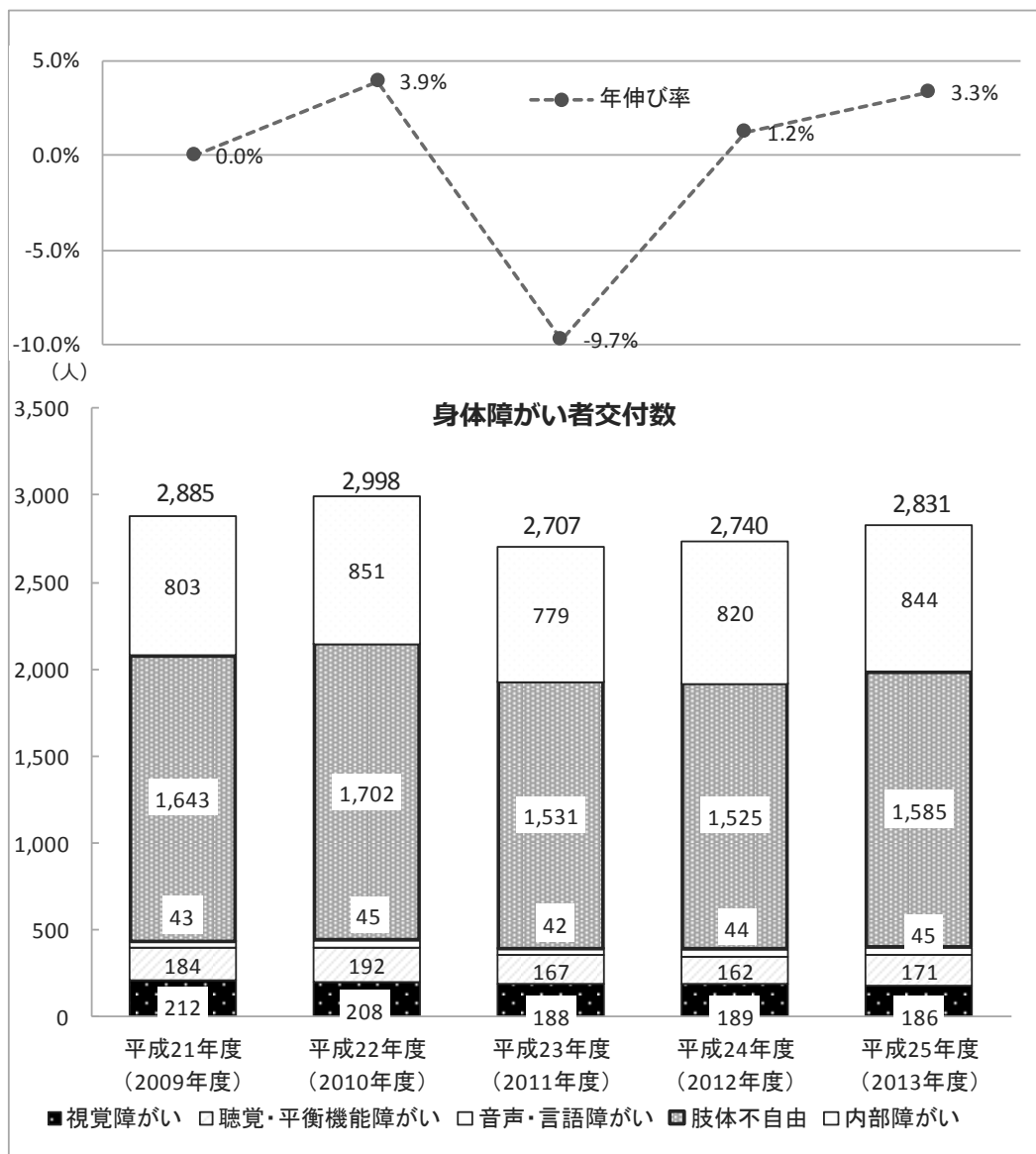
② 身体障がい者

身体障がい者数は、平成 25 年度では 2,831 人で、全障がい者の 72.4%が身体障がい者です。

交付数の年伸び率でみると、平成 23 年度に大きく減少したものの、平成 23 年度以降、年々増加の傾向にあり、その伸びは年々大きくなっています。

平成 25 年度では身体障がい者の 85.8%を肢体不自由と内部障がいの両方で占められています。この 2 年、音声・言語障がいと内部障がいの増加の伸びが大きくなっています。

図 2-5 身体障がい者交付数及び年伸び率



各年度末現在

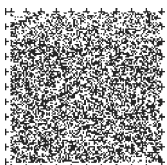
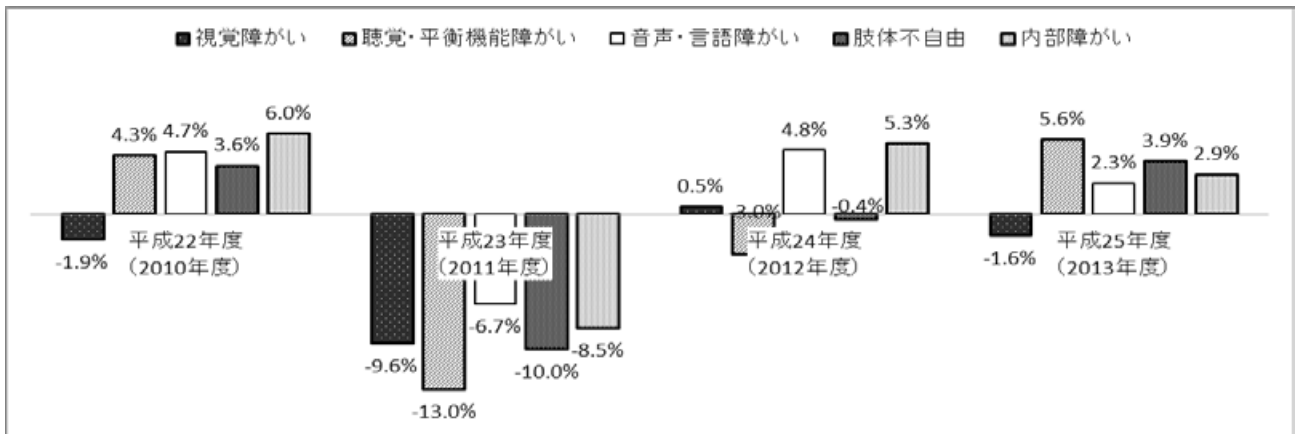


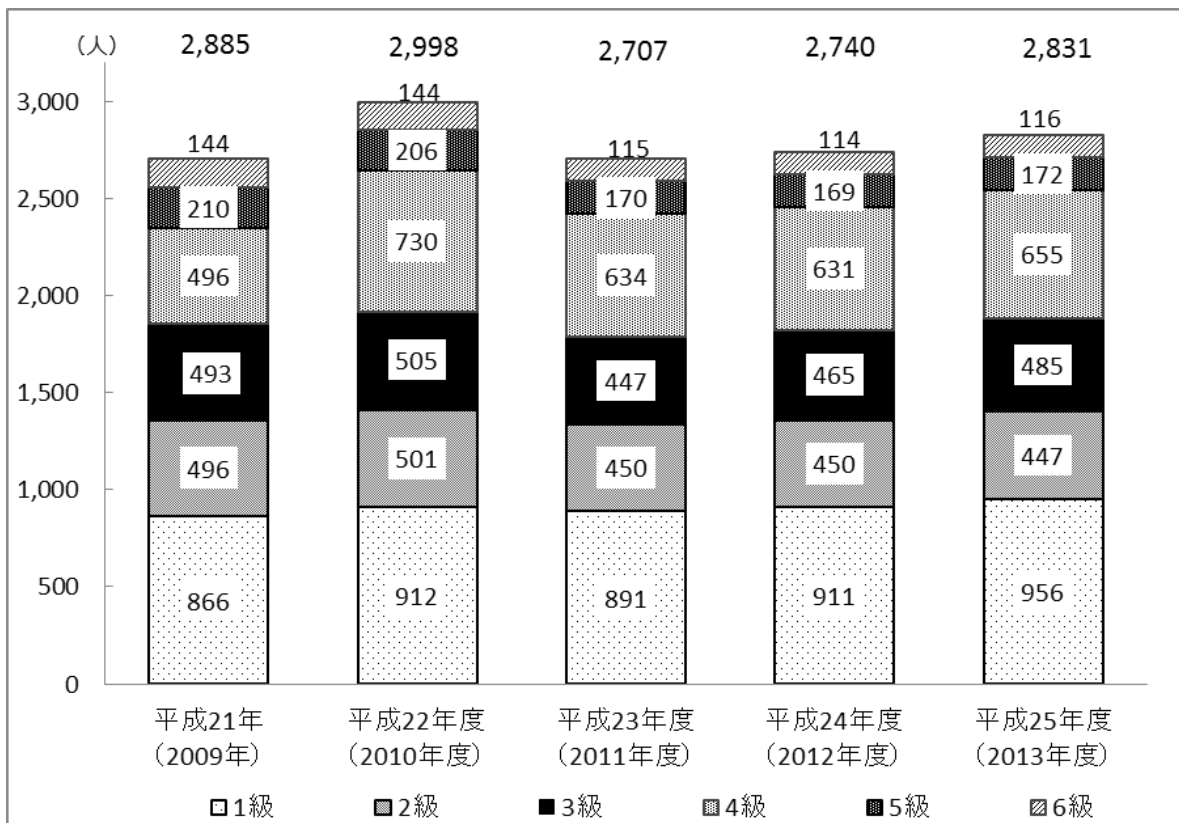
図 2-6 身体障がいの内容別の年伸び率



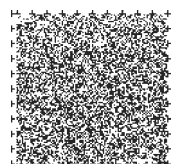
各年度末現在

身体障がい者の程度別の構成比をみると、平成 25 年度は、1 級の人が 33.8%を占め、2 級の人が 15.8%、3 級の人が 17.1%、4 級の人が 23.1%、5 級の人が 6.1%、6 級の人が 4.1%でした。それぞれの増加の伸びでは、1 級の人の伸びが大きいです。

図 2-7 身体障がい者の程度別の交付数の推移



各年度末現在



③ 知的障がい者

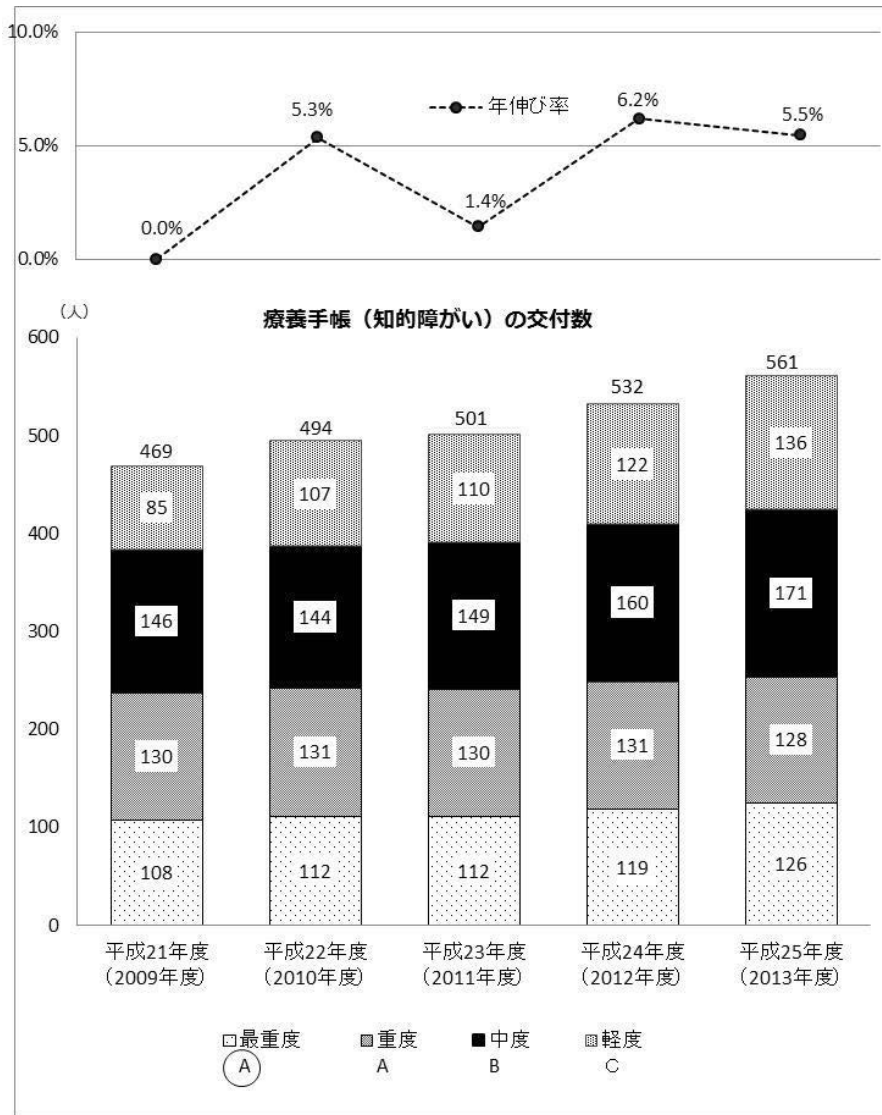
知的障がい者数（療養手帳交付者）は、平成 25 年度では 561 人です。

知的障がい者数の伸び率は、平成 23 年度での伸び率は他の年度に比べ低かったですが、おおむね年 5～6%前後の伸びを示しています。

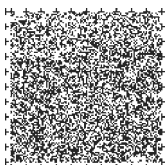
平成 25 年度の知的障がいの程度の構成比は、最重度（**Ⓐ**）が 22.5%、重度（A）が 22.8%、中度（B）が 30.5%、軽度（C）が 24.2%です。

増加の傾向では、特に、軽度（C）の人が、平成 21 年度に 80 人が、平成 25 年度には 136 人となり、この 4 年間に 60.0%の増加を示しています。

図 2-8 療養手帳（知的障がい）の交付数と年伸び率



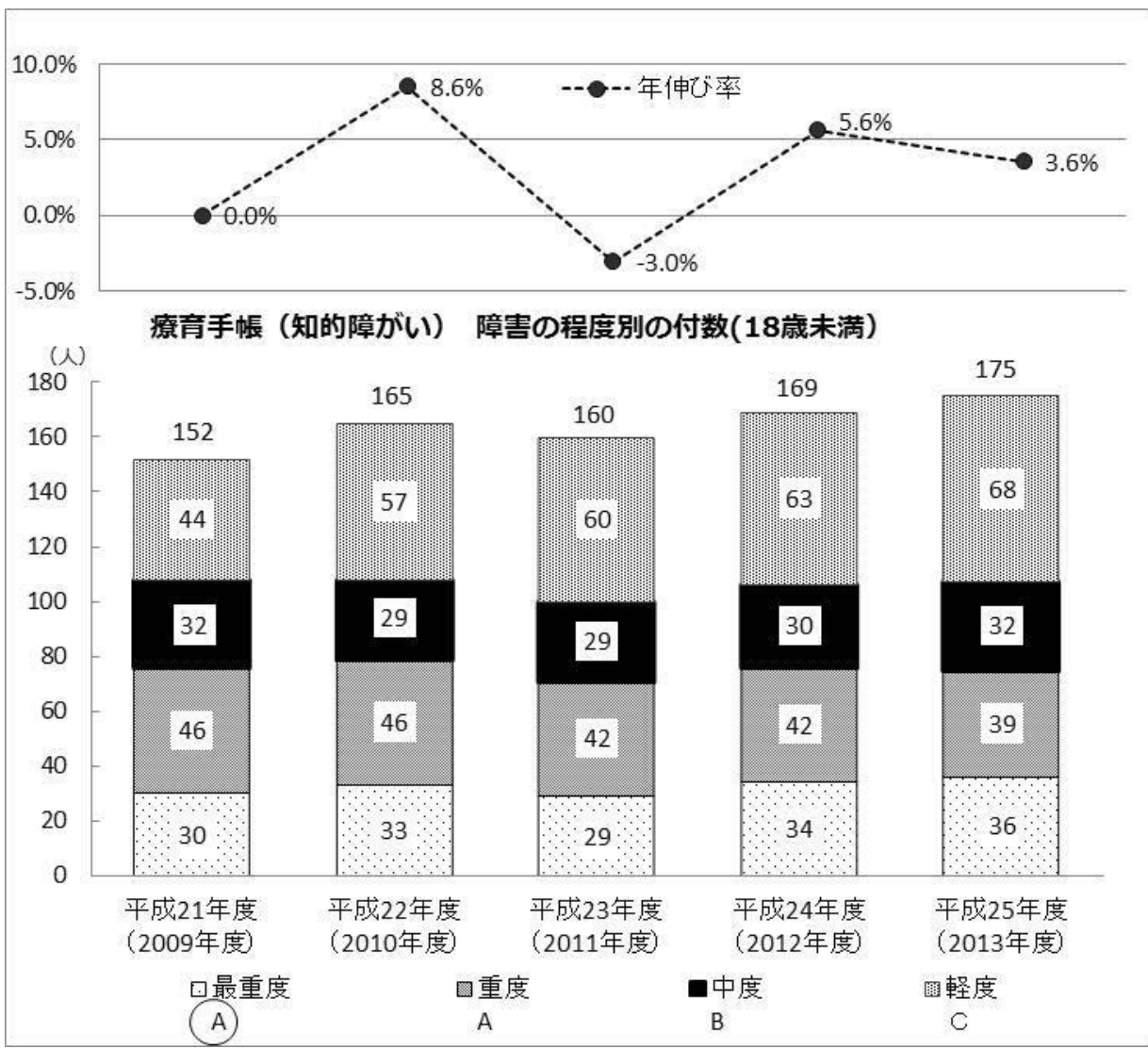
各年度末現在



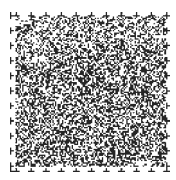
平成 25 年度の 18 歳未満の知的障がい児は 175 人で、知的障がいのある人の 31.2%を占めています。

知的障がい児は、平成 24 年度～25 年度の近年 2 年間は増加の傾向を示しています。障がいの程度の構成比は、最重度 (Ⓐ) が 20.6%、重度 (A) が 22.3%、中度 (B) が 18.3%、軽度 (C) が 38.9%を占め、知的障がい全体と比較すると、18 歳未満の知的障がい児では軽度 (C) の占める割合が大きいです。

図 2-9 療育手帳（知的障がい） 障害の程度別の付数(18 歳未満) 及び年伸び率



各年度末現在

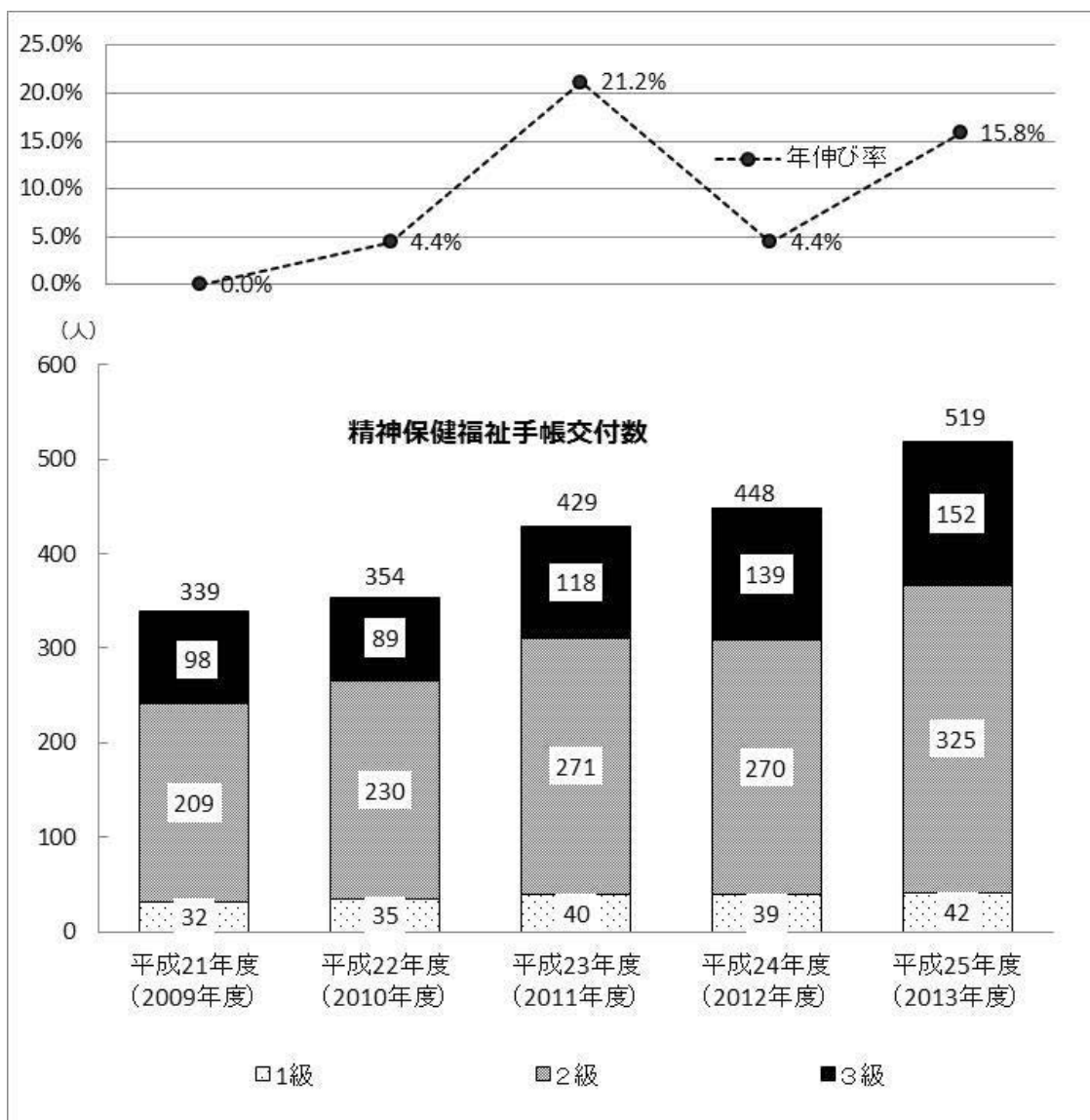


④ 精神障がい者

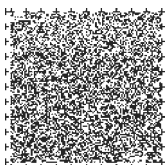
平成 25 年度の精神障がい者は 519 人です。精神障がい者数は絶対数は少ないものの、平成 21 年度から平成 25 年度の 4 年間で約 1.5 倍に増加し、障がいの種類別の中でもその伸びは大きいです。

精神障がい者の程度別の区分の構成比は、平成 25 年度には、1 級は 8.1%、2 級は 62.6%、3 級が 29.3%でした。2 級が精神障がい者全体の約 2/3 弱を占めます。

図 2-10 精神保健福祉手帳交付数及び年伸び率



各年度末現在



2

障がい児の就学及び卒業後の進路

(1) 就学の状況

第3期障がい福祉計画策定時の、平成23年10月1日現在の特別支援学校の在籍者数は88人でした。

平成26年10月1日現在の特別支援学校の在籍者数は103人です。

特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています（学校教育法第72条）。

表 2-2 特別支援学校在籍者数

(単位：人)

年度	小学部	中学部	高等部	計
平成23年	25	21	42	88
平成26年	34	25	44	103

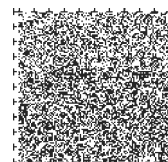
※各年度10月1日現在

表 2-3 特別支援学級在籍者数

(単位：人)

年度	小学校	中学校	計
平成23年	48	24	72
平成26年	45	26	71

※各年度5月1日現在



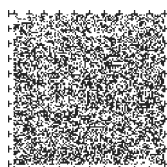
(2) 卒業後の進路

平成 25 年度における高等部の卒業生数は 15 人となっています。そのうち就職が 5 人、就労移行支援が 3 人、就労継続支援 B 型が 1 人、生活介護が 6 人となっています。

表 2-4 卒業生の進路

(単位：人)

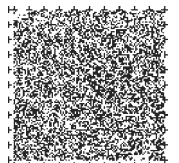
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合計	11	4	7	10	18	15
進学	0	0	0	0	0	0
就職	0	2	3	2	4	5
職業訓練施設	1	0	0	0	0	0
就労移行支援	2	1	3	0	6	3
就労継続支援 B 型	2	1	0	2	2	1
生活介護	0	0	1	6	3	6
心身障害者地域デイケア	5	0	0	0	1	0
地域活動支援センター	0	0	0	0	1	0
民間施設	1	0	0	0	0	0
進路なし	0	0	0	0	1	0



第3章 障がい福祉計画の 進捗状況と見込量



第19回ふれあい広場ポスター作品募集 優秀作品



1

障害福祉サービスに関する数値目標

本項では、国が定める基本指針及び県の考えに即して、平成 29 年度の数値目標を設定します。

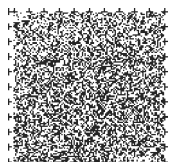
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

① 第3期計画の目標値と実績

第3期計画では、国や県では、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活への移行をめざすという方針でした。市においては、平成 17 年 10 月 1 日時点の福祉施設入所者は 66 人ですが、第2期計画の目標値 7 人に対し、平成 24 年 1 月末で 3 人とどまっており、第2期計画の目標と同じ 7 人の地域移行をめざしました。

第3期計画における「障害者入所施設から地域生活への移行」の進捗状況では、平成 26 年度末までの目標数 7 人に対して、平成 26 年 10 月 1 日での地域生活移行者数は 0 人となっています。

項目	人数	備考
施設入所者数	66 人	平成 17 年 10 月 1 日現在
地域生活移行者目標数	7 人	平成 26 年度末までの目標数
地域生活移行者数	0 人	平成 26 年 10 月 1 日実績



② 成果目標と設定の考え方

項目	人数	備考
施設入所者数	73人	平成26年3月31日現在
目標値	8人	平成29年度末までの目標数
目標設定に当たっての市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・下記国指針を踏まえ、平成25年度末時点の市の施設入所者(73人)の12%である8人を地域生活に移行する者の数として設定。 	
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末時点での施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本とする。 ・当該目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。 	
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数は国と同様12%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 	

③ 活動指標の項目

生活介護の利用者数、利用日数

自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数

就労移行支援の利用者数、利用日数

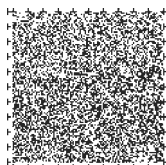
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数

短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数

共同生活援助の利用者数

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数

施設入所支援の利用者数



(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

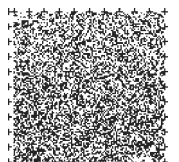
① 第3期計画の目標値と実績

第3期計画では、埼玉県が毎年実施している患者調査による退院可能な精神障がい者数から各市町村の数値として県が算出した値 10 人を目標値にしました。平成 26 年度末までの目標数 10 人ですが、退院者数の把握はできませんでした。

項目	人数	備考
退院可能な障がい者数	10 人	平成 26 年度末までの目標数 (県が算出した値)
	0 人	平成 26 年 10 月 1 日までの実績

② 成果目標と設定の考え方

項目	割合	備考
退院目標率	76%	平成 29 年度末までの目標数 (県と同様)
目標設定に当たっての市の考え方	・県の考え方を目標とする。	
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期市町村障害福祉計画において入院中の精神障がい者の退院に関する平成 29 年度における目標値を以下のように設定。 ① 入院後 3 か月時点の退院率を 64%以上とする。 ② 入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。 ③ 長期在院者数については、平成 29 年度 6 月時点の長期在院者数を平成 24 年の同時点の長期在院者数から 18%以上削減する。 	
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年未満入院者の平均退院率を平成 29 年度に 76%とすることを目標とする。 ・入院後 3 ヶ月時点の退院率、在院期間 1 年以上の長期在院者数については設定しない。 	



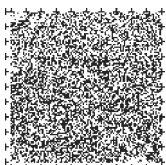
③ 活動指標の項目

自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
共同生活援助の利用者数
地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数

（3）地域生活支援拠点の整備

① 成果目標と設定の考え方

項目	施設数	備考
地域生活支援拠点の整備	設定しない	平成 29 年度末までの目標数
市の考え方	・県と同様に市では目標を設定しない。	
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	・地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。	
県の考え方	・「地域生活支援拠点」の役割や機能等が具体的に示されていないため、現時点では県の考え方を設定しない。	



(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 第3期計画の目標値と実績

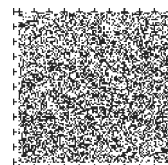
第3期計画では、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定することになっていました。国は平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上、埼玉県は5倍以上という方針があります。

市の平成17年度の一般就労への移行実績は0人ですが、地域の実情を考慮し平成26年度の数値目標を5人としました。平成26年度末までの目標数5人に対して、平成26年10月1日での地域生活移行者数は26人となっています。

項目	人数	備考
一般就労移行者数	0人	平成17年度実績
一般就労移行者目標数	5人	平成26年度末までの目標数
一般就労移行者数	1人	平成24年度実績

② 成果目標と設定の考え方

項目	人数	備考
一般就労移行者数	4人	平成26年10月1日実績
一般就労移行者目標数	26人	平成29年度末までの目標数
市の考え方	・ 県の考え方を踏まえ設定。	
国指針（目標値設定に当たっての指針）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。 ・ また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。 	
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度の一般就労への移行実績を3割以上増やすことを基本とする。 ・ その他の目標値は、国の基本指針の通り。 	

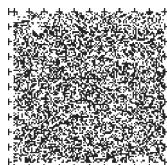


③ 活動指標の項目

就労移行支援の利用者数、利用日数

就労移行支援事業所から一般就労への移行者数（就労移行、就労継続支援 A 型、
就労継続支援 B 型）

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数



2

障害福祉サービスの進捗状況と見込み量

基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービス提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込み量を活動指標として定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価することにより、目標値の達成を目指します。

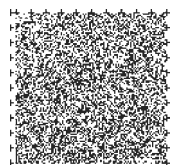
(1) 訪問系サービス

① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
居宅介護	見込	時間/月(A)				1,064	1,121	1,178	1,291	1,350	1,390
	実績	時間/月(B)	642	884	1,088	1,172	1,356	1,291	1,201	1,474	1,533
	見込	人/月				56	59	62	65	68	70
	実績	人/月	43	47	56	63	61	72	76	84	82
	進捗	B/A%				110.2%	121.0%	109.6%	114.2%	93.0%	110.3%
重度訪問介護	見込	時間/月(A)				1,042	1,042	1,042	1,032	1,032	1,032
	実績	時間/月(B)	112	1,136	1,068	827	656	667	646	564	572
	見込	人/月				4	4	4	4	4	4
	実績	人/月	3	4		4	2	2	2	2	2
	進捗	B/A%				79.4%	63.0%	64.0%	62.6%	54.7%	55.4%
同行援護	見込	時間/月(A)							102	105	107
	実績	時間/月(B)							76	103	110
	見込	人/月							0	8	8
	実績	人/月							5	7	8
	進捗	B/A%							101.0%	104.8%	107.5%
行動援護	見込	時間/月(A)				242	311	380	663	698	736
	実績	時間/月(B)	123	114	144	285	475	643	613	613	521
	見込	人/月				7	9	11	20	21	22
	実績	人/月	4	3	4	9	16	22	32	32	28
	進捗	B/A%				117.8%	152.7%	169.2%	92.5%	87.8%	70.8%
重度障害者等包括支援	見込	時間/月(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績	時間/月(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	進捗	B/A%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	見込	時間/月(A)	1,743	1,830	1,922	2,348	2,474	2,600	3,088	3,185	3,265
	実績	時間/月(B)	877	2,134	2,300	2,284	2,487	2,677	2,563	2,761	2,741
	見込	人/月				67	72	77	97	101	105
	実績	人/月	50	54	60	76	79	101	117	126	120
	進捗	B/A%	50.3%	116.6%	119.7%	97.3%	100.5%	103.0%	83.0%	86.7%	84.0%

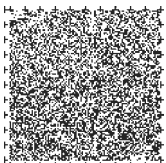
* 時間/月：1月当たりの利用時間数

* 人/月：1月当たりの実利用人数



② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
<p>居宅介護と同行援護については利用者及び時間数ともに増加傾向にあります。アンケート結果から、今後利用したいという希望者が多くあります。</p>		<p>障がい者とその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスを継続して実施し、更なる充実等に努めるとともにサービス提供事業所の情報収集に努め、必要な情報を提供します。</p>			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込み量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
居宅介護	時間/月	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	1,634	1,742	1,857
	人/月		86	90	94
重度訪問介護	時間/月	重度の肢体不自由の方で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	545	518	494
	人/月		2	2	2
同行援護	時間/月	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、外出時において移動に必要な情報提供、移動の援護を行います。	133	154	178
	人/月		9	11	13
行動援護	時間/月	行動に著しく困難を有し常時介護を要する知的・精神障がいの方が外出する際に、必要な援助を行います。	487	454	425
	人/月		31	35	39
重度障害者等包括支援	時間/月	介護の必要性が極めて高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	0	0	0
	人/月		0	0	0



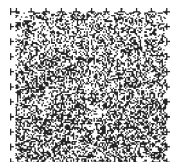
(2) 日中活動系サービス

① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
生活介護	見込	人日/月(A)	29	286	1,067	1,357	1,768	1,856	1,953	2,100	2,226
	実績	人日/月(B)	65	215	840	1,104	1,372	1,562	1,944	2,026	2,063
	見込	人/月							93	100	106
	実績	人/月	3	9	43	54	71	82	99	101	107
	進捗	B/A%	224.1%	75.2%	78.7%	81.4%	77.6%	84.2%	99.5%	96.5%	92.7%
自立訓練(機能訓練)	見込	人日/月(A)	0	0	0	6	6	6	32	48	48
	実績	人日/月(B)	0	6	2	17	0	0	9	13	21
	見込	人/月							2	3	3
	実績	人/月	0	1	1	1	0	0	1	2	1
	進捗	B/A%	—	皆増	皆増	283.3%	0.0%	0.0%	28.1%	27.1%	43.8%
自立訓練(生活訓練)	見込	人日/月(A)	0	0	0	23	23	23	32	48	48
	実績	人日/月(B)	0	0	17	28	33	30	65	76	30
	見込	人/月							2	3	3
	実績	人/月	0	0	1	2	2	2	5	4	2
	進捗	B/A%	—	—	皆増	121.7%	143.5%	130.4%	203.1%	158.3%	62.5%
就労移行支援	見込	人日/月(A)	0	0	0	15	30	45	234	162	324
	実績	人日/月(B)	0	22	22	163	225	157	241	253	333
	見込	人/月							13	9	18
	実績	人/月	0	2	1	9	12	20	19	35	25
	進捗	B/A%	—	皆増	皆増	1086.7%	750.0%	348.9%	103.0%	156.2%	102.8%
就労継続支援(A型)	見込	人日/月(A)	0	0	0	69	69	69	147	196	261
	実績	人日/月(B)	0	19	22	67	77	111	163	132	134
	見込	人/月				3	3	3	7	9	13
	実績	人/月	0	1	1	3	4	8	9	10	10
	進捗	B/A%	—	皆増	皆増	97.1%	111.6%	160.9%	110.9%	67.3%	51.3%
就労継続支援(B型)	見込	人日/月(A)	0	0	1,254	1,167	1,271	1,348	1,735	1,907	1,979
	実績	人日/月(B)	12	21	908	1,125	1,230	1,411	1,500	1,634	1,743
	見込	人/月				66	71	75	99	109	113
	実績	人/月	2	3	51	64	71	95	97	109	103
	進捗	B/A%	皆増	皆増	72.4%	96.4%	96.8%	104.7%	86.5%	85.7%	88.1%
療養介護	見込	人/月(A)	2	2	2	2	2	2	7	9	10
	実績	人/月(B)	0	0	0	0	0	0	8	7	7
	進捗	B/A%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	114.3%	77.8%	70.0%
短期入所	見込	人日/月(A)	97	101	106	171	190	210	135	135	135
	実績	人日/月(B)	51	100	139	130	99	184	195	221	272
	見込	人/月				18	19	20	15	15	15
	実績	人/月	8	14	17	15	14	41	45	47	43
	進捗	B/A%	52.6%	99.0%	131.1%	76.0%	52.1%	87.6%	144.4%	163.7%	201.5%

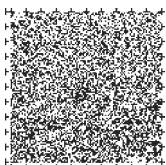
* 人日/月：1月当たりの利用回数

* 人/月：1月当たりの実利用人数



② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
<p>自立訓練（機能訓練）以外は増加傾向にあります。特に短期入所利用者が見込を大幅に超えて増加しています。緊急時に利用できる事業所の確保が必要となります。</p>		<p>平成26年度に就労継続B型事業所が市内に2箇所開設されたため増加を見込みました。また、短期入所利用希望者のためにサービス提供事業所の情報収集に努めます。</p>			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
生活介護	人日/月	2,273	2,505	3,091	
	人/月	117	129	156	
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	66	67	67	
	人/月	4	4	4	
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	84	93	93	
	人/月	5	5	5	
就労移行 支援	人日/月	433	563	732	
	人/月	29	34	52	
就労継続支援 (A型)	人日/月	147	162	177	
	人/月	11	12	13	
就労継続支援 (B型)	人日/月	2,510	2,693	2,890	
	人/月	146	150	155	
療養介護	人/月	8	8	8	
短期入所	人日/月	310	354	404	
	人/月	43	44	45	



(3) 居住系サービス

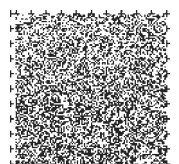
① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	見込	人/月(A)	3	4	6	14	16	18	24	29	34
	実績	人/月(B)	3	7	10	13	18	19	19	22	24
	進捗	B/A%	100.0%	175.0%	166.7%	92.9%	112.5%	105.6%	79.2%	75.9%	70.6%
施設入所支援	見込	人/月(A)	3	14	37	47	53	56	78	79	80
	実績	人/月(B)	4	11	36	45	51	64	72	73	71
	進捗	B/A%	133.3%	78.6%	97.3%	95.7%	96.2%	114.3%	92.3%	92.4%	88.8%

* 人/月：1月当たりの実利用人数

② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策		
グループホーム、施設入所とも増加傾向にあります。また、障がい者団体のヒアリング結果からもニーズが高くなっています。		市内の方が優先的に入居できるグループホームと入所施設の要望に応えられるよう情報収集や関係機関との調整を図ります。		
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月 夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活の援助を行うものです。	26	28	30
施設入所支援	人/月 施設に入所する人を対象費に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。	74	78	82



(4) 相談支援

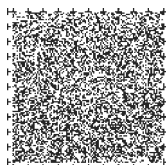
① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
計画相談	見込	人/月(A)	5	8	11	5	8	11	100	250	300
	実績	人/月(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	300
	進捗	B/A%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
地域移行支援	見込	人/月(A)							1	1	2
	実績	人/月(B)							0	0	0
	進捗	B/A%							0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	見込	人/月(A)							1	1	2
	実績	人/月(B)							0	0	0
	進捗	B/A%							0.0%	0.0%	0.0%

* 人/月：1月当たりの実利用人数

② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
平成26年度内に計画作成を実施する事業所が増えたことにより利用者が増加しています。しかし、報酬の課題も多く新規の事業所がまだ不足しています。		参入する事業所の情報収集に努めるとともに、平成27年に市内に開設する児童発育・発達支援センターにおいても計画作成を実施します。			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
計画相談	人 サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画を作成するものです。	433	460	489	
地域移行支援	人 施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。	1	1	1	
地域定着支援	人 施設や病院から退所・退院や家族からの独立により単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行うものです。	1	1	1	



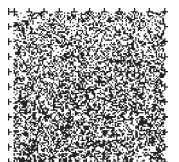
(5) 児童福祉法のサービス

① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
児童発達支援	見込	人日/月(A)	200	210	220	159	159	159	165	165	165
	実績	人日/月(B)	147	139	156	155	158	138	79	147	206
	見込	人/月							11	11	11
	実績	人/月	10	9	10	10	11	11	8	14	28
	進捗	B/A%	73.5%	66.2%	70.9%	97.5%	99.4%	86.8%	47.9%	89.1%	124.8%
放課後等デイサービス	見込	人日/月(A)							80	100	200
	実績	人日/月(B)							303	621	732
	見込	人/月							8	10	20
	実績	人/月							29	58	60
	進捗	B/A%							378.8%	621.0%	366.0%
保育所等訪問支援	見込	人日/月(A)							0	0	0
	実績	人日/月(B)							0	0	0
	見込	人/月							0	0	0
	実績	人/月							0	0	0
	進捗	B/A%							-	-	-
医療型児童発達支援	見込	人日/月(A)							0	0	0
	実績	人日/月(B)							0	0	0
	見込	人/月							0	0	0
	実績	人/月							0	0	0
	進捗	B/A%							-	-	-
障害児相談支援	実績	人							0	0	100

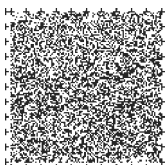
* 人/月：1月当たりの実利用人数

* 児童発達支援の見込及び平成23年度までの実績は児童デイサービスの数値



② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
平成26年から近隣に児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を実施する事業所の開設が多くなり利用希望が増加しています。また、医療的ケアの必要な子どもの利用も見込んでいます。		平成27年に市内に開設する児童発達支援センターにおいて、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援を実施し療育の場の充実に努めます。また、医療的ケアの必要な子どもの支援のため関係機関と連携を図ります。			
サービスの種類		サービスの概要	第4期見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日/月	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。	436	436	436
	人/月		48	48	48
放課後等デイサービス	人日/月	授業の終了後又は学校休業日、施設に通わせ、生活向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行うものです。	1,083	1,277	1,505
	人/月		82	85	88
保育所等訪問支援	人日/月	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への専門的な支援その他必要な支援を行うものです。	2	28	28
	人/月		1	14	14
医療型児童発達支援	人日/月	児童発達支援及び治療を行うものです。	27	27	27
	人/月		3	3	3
障害児相談支援	人	障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障がい児支援利用計画を作成するものです。	158	185	212



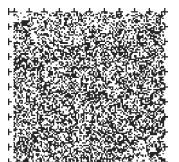
3

地域生活支援事業の進捗状況と見込み量

(1) 相談支援事業

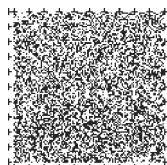
① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
障害者相談支援事業	見込	か所(A)	1	1	1	3	3	3	3	4	4
	実績	か所(B)	2	2	3	3	3	3	3	1	1
	進捗	B/A%	200.0%	200.0%	300.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	25.0%	25.0%
地域自立支援協議会	見込	か所(A)		0	1	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	か所(B)		1	1	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	進捗	B/A%		—	100.0%						
市町村相談支援機能強化事業	見込	か所(A)	1	1	1	実施	実施	実施	1	1	1
	実績	か所(B)	1	1	1	実施	実施	実施	1	1	1
	進捗	B/A%	100.0%	100.0%	100.0%				100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	見込	か所(A)	0	0	0	実施	実施	実施	1	1	1
	実績	か所(B)	0	0	0	実施	実施	実施	1	1	1
	進捗	B/A%	—	—	—				100.0%	100.0%	100.0%
成年後見制度利用支援事業	見込	か所(A)	0	0	0	未実施	未実施	未実施	1	1	1
	実績	か所(B)	0	0	0	検討	検討	検討	0	0	1
	進捗	B/A%	—	—	—				0.0%	0.0%	100.0%



② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
<p>市内に指定一般相談支援事業所を設置して相談支援を実施しています。</p> <p>平成25年度から地域自立支援協議会の部会が相談部会・就労部会・子ども部会となり各分野をはじめ調査研究を行っています。</p> <p>成年後見制度の市長申立の利用者が増加しています。</p>		<p>市の相談支援センターと就労支援センターと連携を図りながら相談支援にあたります。</p> <p>地域自立支援協議会と部会を活用して障がい者の支援体制を整えます。</p> <p>ふじみ野市社会福祉協議会が法人後見事業の準備を進めています。</p>			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込み量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	
地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施	
市町村相談支援機能強化事業	か所	1	1	1	
住宅入居等支援事業	か所	1	1	1	
成年後見制度利用支援事業	件数	3	3	3	



(2) 意思疎通支援事業

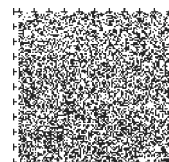
① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
合計	見込	人							395	515	672
	実績	件	10	12	13	110	137	168	261	342	448
手話通訳者派遣事業	見込	人				131	164	196	367	484	638
	実績	人		87	102	144	218	318	291	418	487
	見込	件(A)	10	12	13	100	125	150	251	331	436
	実績	件(B)	7	63	79	104	147	220	281	339	406
	進捗	B/A%	70.0%	525.0%	607.7%	104.0%	117.6%	146.7%	112.0%	102.4%	93.1%
要約筆記者派遣事業	見込	人				25	30	35	28	31	34
	実績	人		37	18	20	23	16	11	16	24
	見込	件(A)				10	12	14	10	11	12
	実績	件(B)	2	15	7	6	8	5	3	5	8
	進捗	B/A%				60.0%	66.7%	35.7%	30.0%	45.5%	66.7%
手話通訳者設置事業	見込	人									
	実績	人			1	1	1	1	1	1	1

* 第1期から第3期まで見込を設定していないものは進捗を記載していません

② 第4期計画見込み量

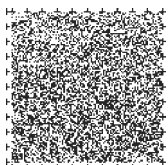
現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
手話通訳者と要約筆記者の派遣はどちらも増加しています。市主催事業の派遣をはじめ、通訳を必要とする本人の病院や公的機関の窓口など派遣依頼も増加しており、新規の手話通訳者の育成も必要です。		派遣依頼のニーズに応えられるよう手話通訳者と要約筆記者の確保に努めます。意思疎通支援については適正な事業実施を行います。			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
手話通訳者派遣事業	人	663	663	663	
	件	450	450	450	
要約筆記者派遣事業	人	24	24	24	
	件	8	8	8	
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	



(3) 日常生活用具給付等事業

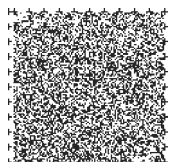
① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
合計	見込	件(A)	1,008	1,008	1,008	1,276	1,338	1,403	1,450	1,507	1,567
	実績	件(B)	1,107	1,018	1,200	1,248	1,321	1,395	1,526	1,625	1,721
	進捗	B/A%	109.8%	101.0%	119.0%	97.8%	98.7%	99.4%	105.2%	107.8%	109.8%
介護・訓練支援用具	見込	件(A)	3	6	4	4	4	4	6	6	6
	実績	件(B)	3	6	6	3	1	6	9	10	8
	進捗	B/A%	100.0%	100.0%	150.0%	75.0%	25.0%	150.0%	150.0%	166.7%	133.3%
自立生活支援用具	見込	件(A)	21	7	12	12	12	12	9	9	9
	実績	件(B)	21	7	9	7	9	9	9	10	8
	進捗	B/A%	100.0%	100.0%	75.0%	58.3%	75.0%	75.0%	100.0%	111.1%	88.9%
在宅療養等支援用具	見込	件(A)	10	5	7	7	7	7	10	10	10
	実績	件(B)	10	5	10	4	5	10	16	12	12
	進捗	B/A%	100.0%	100.0%	142.9%	57.1%	71.4%	142.9%	160.0%	120.0%	120.0%
情報・意思疎通支援用具	見込	件(A)	15	17	16	16	16	16	22	22	22
	実績	件(B)	15	17	22	14	14	22	21	9	9
	進捗	B/A%	100.0%	100.0%	137.5%	87.5%	87.5%	137.5%	95.5%	40.9%	40.9%
排泄管理支援用具	見込	件(A)	1,056	980	1,176	1,235	1,297	1,362	1,400	1,457	1,517
	実績	件(B)	1,056	980	1,153	1,219	1,292	1,345	1,471	1,581	1,681
	進捗	B/A%	100.0%	100.0%	98.0%	98.7%	99.6%	98.8%	105.1%	108.5%	110.8%
居宅生活動作補助用具	見込	件(A)	2	3	0	2	2	2	3	3	3
	実績	件(B)	2	3	0	1	0	3	0	3	3
	進捗	B/A%	100.0%	100.0%	—	50.0%	0.0%	150.0%	0.0%	100.0%	100.0%



② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
ストーマ装具の申請が増加しています。		障がい者からの相談に対応できるよう取扱業者から新製品の情報を収集します。			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護・訓練支援用具	件	重度障がい者の方に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。	18	32	56
自立生活支援用具	件		7	6	5
在宅療養等支援用具	件		15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件		8	8	8
排泄管理支援用具	件		1,786	1,899	2,019
居宅生活動作補助用具	件		3	3	3



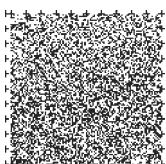
(4) 移動支援事業

① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
移動支援事業	見込	人							66	70	74
	実績	人	42	58	73	71	70	70	92	72	44
	見込	時間	703	724	746	1,548	1,608	1,688	1,651	1,715	1,782
	実績	時間	581	814	1,505	1,553	1,625	1,589	1,359.0	894.0	601.5
	進捗	B/A%	82.6%	112.4%	201.7%	100.3%	101.1%	94.1%	139.4%	102.9%	59.5%

② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
放課後や長期休業中に利用していた児童が平成24年度から放課後等デイサービス事業に移行したため利用が減少しています。		利用者の状況を把握して適正な支給に努めます。			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
移動支援事業	人	44	44	44	
	時間	601	601	601	



(5) 地域活動支援センター事業

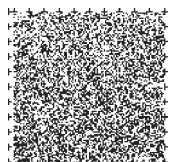
① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
基礎的事業	見込	人(A)							30	40	40
	実績	人(B)		8	14	12	30	30	28	31	29
	見込	か所(A)	1	1	2	2	2	2	2	3	3
	実績	か所(B)	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	進捗	B/A%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	33.3%	33.3%
機能強化事業	見込	人(A)							15	15	15
	実績	人(B)		8	14	12	30	15	13	14	12
	見込	か所(A)	0	1	1	2	2	2	1	1	1
	実績	か所(B)	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	進捗	B/A%	—	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%

② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
平成27年1月にサービス向上型の実施事業所が就労継続B型支援に移行したため、現在、市内に施設がありません。Ⅱ型を実施している近隣の事業所に通所して訓練を受けている方がいます。		身体、知的、精神障がい者を対象とした地域活動支援センター等、障がいの特性に応じた施設整備の検討が必要です。			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
基礎的事業	人	12	12	12	
	か所	1	1	1	
機能強化事業	人	12	12	12	
	か所	1	1	1	

*Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う



(6) 理解促進研修・啓発事業

① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
意識啓発事業	見込	実施の有無(A)									
	実績	実施の有無(B)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

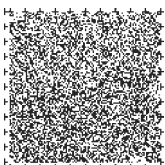
* 第1期から第3期まで見込を設定していないものは進捗を記載していません

② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
障がいや障がい者の理解促進、また、障がい者の社会参加を目的として、障害者週間に「ふれあい広場」を実施しています。		より多くの方に来場してもらうため実施内容については関係団体と共に検討します。			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ふれあい広場	実施の有無 障害者週間中の1日を利用して市内施設において、講演会、障がい者団体の活動発表やバザー、授産製品の販売を実施する。	実施	実施	実施	

■用語解説

理解促進研修・啓発事業・・・障がい者の方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者（児）の方への理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民に対する働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。



(7) 自発的活動支援事業

① 第1期から第3期計画の実績

第1期から第3期の実績											
サービスの種類	見込量・実績		第1期			第2期			第3期		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
自発的活動事業の助成	見込	実施の有無									
	実績	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

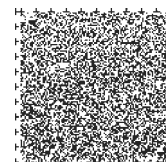
* 第1期から第3期まで見込を設定していないものは進捗を記載していません

② 第4期計画見込み量

現状と課題		サービス提供体制の確保の方策			
障がい者団体の自発的な活動を支援する。		障がい者や家族の企画する活動内容を精査して適正な補助に取り組みます。			
サービスの種類	サービスの概要	第4期見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
障がい者団体レクリエーション事業助成	実施の有無 障がい者団体の会員間の交流を深める機会となるレクリエーション事業の費用に対して一部を助成する。	実施	実施	実施	

■用語解説

自発的活動支援事業・・・障がい者の方が自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、障がい者の方やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。



(8) その他任意事業

その他にも次の事業を実施しています。

① 日中一時支援事業

家族の就労や緊急時、あるいは一時的な休息を図るため、日中の活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練等の支援を行います。

② 手話奉仕員養成研修・手話通訳者養成研修事業

市登録手話通訳者の養成を目指した講習会の実施と通訳者のスキルアップのための研修会を実施します。

③ 訪問入浴事業

家庭において入浴することが困難な障がい者に対し、訪問入浴サービスを実施します。

④ 自動車運転免許取得・改造助成事業

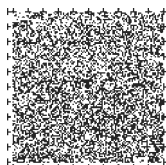
生活活動の範囲拡大と移動の利便性を高め、自立更生を促進することを目的に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造する費用の一部を助成します。

⑤ 更生訓練費給付事業

施設で更生訓練を受ける障がい者に対して、更生訓練の支給を行い、社会復帰の促進を図ります。

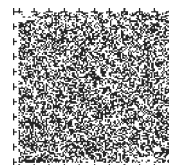
⑥ 施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援及び就労継続支援を利用し、就職等する障がい者に対して、就職支度金を支給します。



第4章

第4期障がい福祉計画の 推進体制



1 計画の推進のために

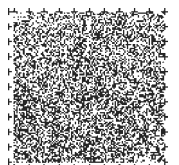
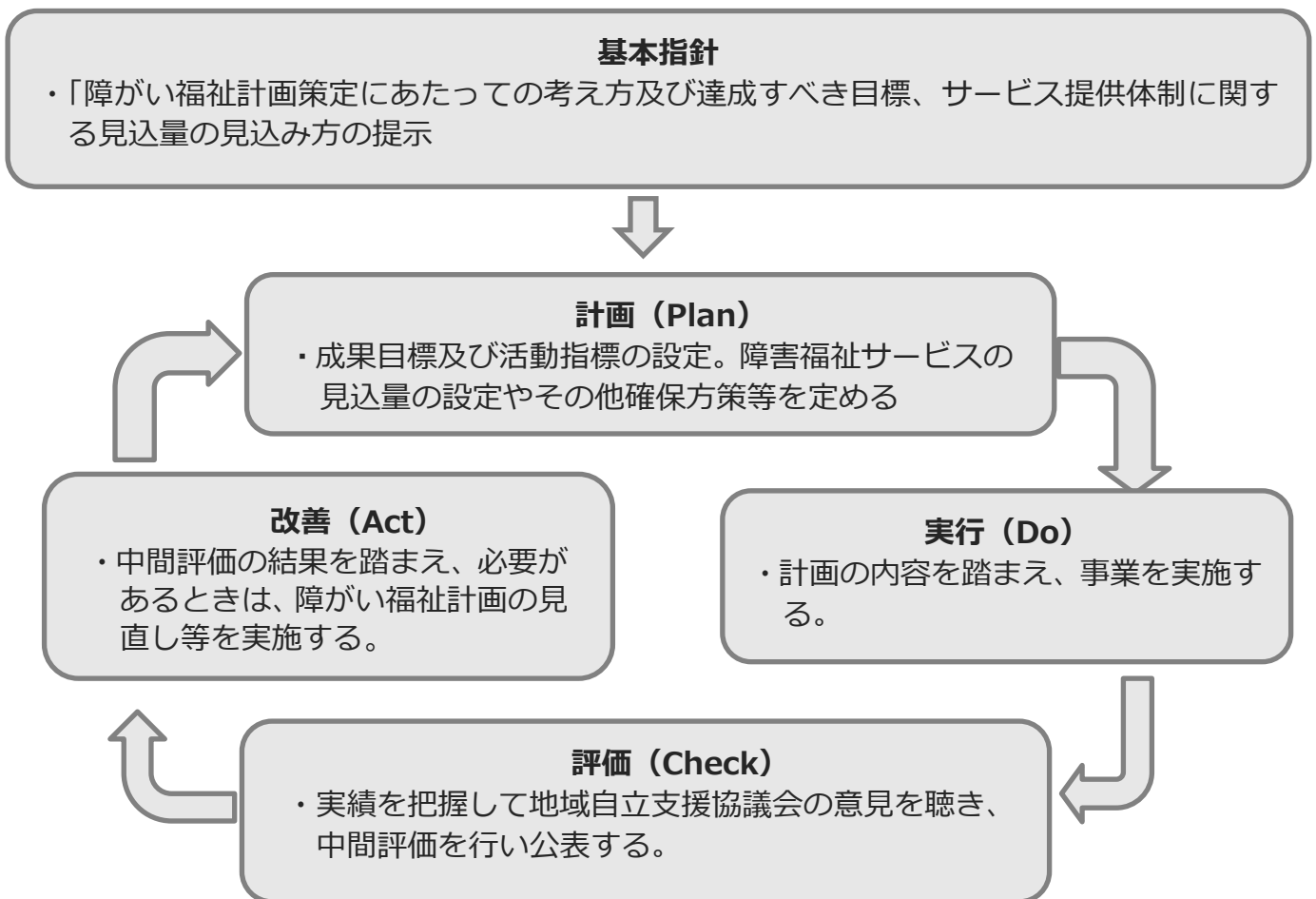
(1) 計画の進行管理

障害者総合支援法において、「市町村及び都道府県は障害福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更等を行う。」とされており、本計画からPDCAサイクルの導入を行います。

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

少なくとも1年に1回は実績を把握し、評価については、ふじみ野市地域自立支援協議会の意見を聴き、達成状況等の分析・評価を行います。

PDCAサイクルのイメージ



(2) 庁内の推進体制の整備

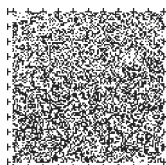
計画を確実に実施していくためには、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえ、庁内のふじみ野市障害福祉計画等策定委員会の調査及び研究を活用して推進体制の整備に努めます。

また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるように研修の機会の確保に努め、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めます。

(3) 障がい者のニーズ把握と施策への反映

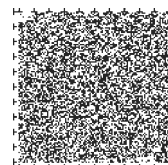
各種の施策やサービスを効果的に実行するために、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

そして、各部門で実施されている障がい福祉に関連する各施策との連携を強めるとともに、住民に対する広報・啓発及び、各種の交流事業を継続的に行い、地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。



第5章

資料



1

計画策定から公表までの経緯

① 平成26年10月9日～27日

「障がい者福祉に関するアンケート調査」実施

- ・対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
合計 2,000 人
- ・回収数 1,009 件
- ・回収率 50.45%

② 平成26年11月10日

平成26年度第1回ふじみ野市地域自立支援協議会開催

- ・議題
 1. 障がい者福祉に関するアンケートに関する中間報告について
 2. 第4期ふじみ野市障がい福祉計画のサービス見込み量について
 3. 第4期ふじみ野市障がい福祉計画の素案について

③ 平成26年11月26日～30日

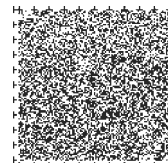
障がい者団体ヒアリング実施

- ・対象団体名
ふじみ野市身体障害者福祉会
ふじみ野市手をつなぐ育成会
ふじみ野市精神障がい家族会
ふじみ野市視覚障害者の会 あいあい
ふじみ野市聴覚障害者会
ともにあゆむ会

④ 平成26年12月17日

平成26年度第2回ふじみ野市地域自立支援協議会開催

- ・議題
 1. 障がい者福祉に関するアンケートの結果について
 2. 第4期ふじみ野市障がい福祉計画（案）について



⑤ 平成27年1月6日～2月5日

第4期ふじみ野市障がい福祉計画（案）に対するパブリックコメント実施

- ・ 提出者数 4名
- ・ 提出件数 6件

⑥ 平成27年2月24日

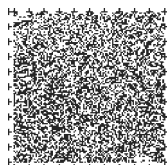
平成26年度第3回ふじみ野市地域自立支援協議会開催

・ 議題

1. パブリックコメントの結果について
2. 第4期ふじみ野市障がい福祉計画書の確定について
3. 平成28年度ふじみ野市障がい者基本計画策定に向けたアンケート実施内容について
4. 部会委員の指名について

⑦ 平成27年3月

- ・ 第4期ふじみ野市障がい福祉計画の公表
- ・ 障がい者福祉に関するアンケートの結果公表



2

ふじみ野市地域自立支援協議会

(1) ふじみ野市地域自立支援協議会条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、ふじみ野市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務について必要な事項を調査及び審議する。

- (1) 障害者等の相談支援事業の適正な実施に関すること。
- (2) 障害者等への支援のあり方に関すること。
- (3) 障がい福祉計画及び障がい者基本計画に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が障害福祉について必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

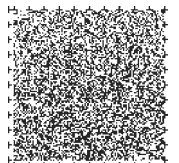
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者相談支援事業に従事する者
- (2) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健・医療関係機関を代表する者
- (4) 教育・雇用関係機関を代表する者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 障害者関係団体を代表する者
- (7) ふじみ野市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第 7 条 協議会は、特定の事項を調査及び審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条第 2 項から第 4 項まで、次条及び第 9 条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

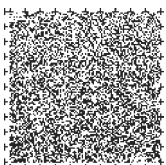
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命する協議会の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 2 月 9 日までとする。



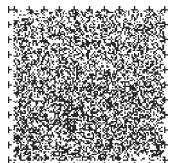
(2) 名簿

平成 26 年 11 月 10 日現在

敬称略

	条例第 3 条第 2 項に基づく選出区分		氏名	団体名
1	第 1 号委員	障害者相談支援事業者	江間 聡	社会福祉法人樹会
2	第 2 号委員	障害者サービス事業者	小林 庄次郎	ふじみ野市社会福祉協議会
3		障害者サービス事業者	吉田 拓道	社会福祉法人入間東部福祉会
4		障害者サービス事業者	下重 美奈子	特定非営利法人 上福岡障害者支援センター21
5		障害者サービス事業者	○ 柳川 道子	特定非営利法人 子育て支援センターたんぽぽ
6		障害者サービス事業者	中山 恵美子	社会福祉法人めぐみ会
7	第 3 号委員	保健・医療関係者	松澤 裕一	ふじみ野市医師会
8		保健・医療関係者	谷戸 典子	朝霞保健所
9	第 4 号委員	教育・雇用関係機関	◎中島 修	文京学院大学
10		教育・雇用関係機関	小田切 晃	川越公共職業安定所
11	第 5 号委員	民間企業	石田 直樹	トステム株式会社スーパービバ ホーム埼玉大井支店
12		民間企業	福田 浩幸	株式会社イトーヨーカ堂 上福岡東店
13	第 6 号委員	障害者関係団体	貫井 洋司	ふじみ野市身体障害者福祉会
14		障害者関係団体	大須賀 啓三	ふじみ野市手つなぐ育成会
15		障害者関係団体	小泉 能代	ふじみ野市精神障害者家族会
16	第 7 号委員	ふじみ野市職員	清水 篤史	ふじみ野市教育委員会

◎は会長、○は副会長

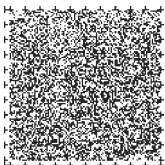


3

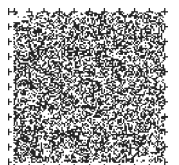
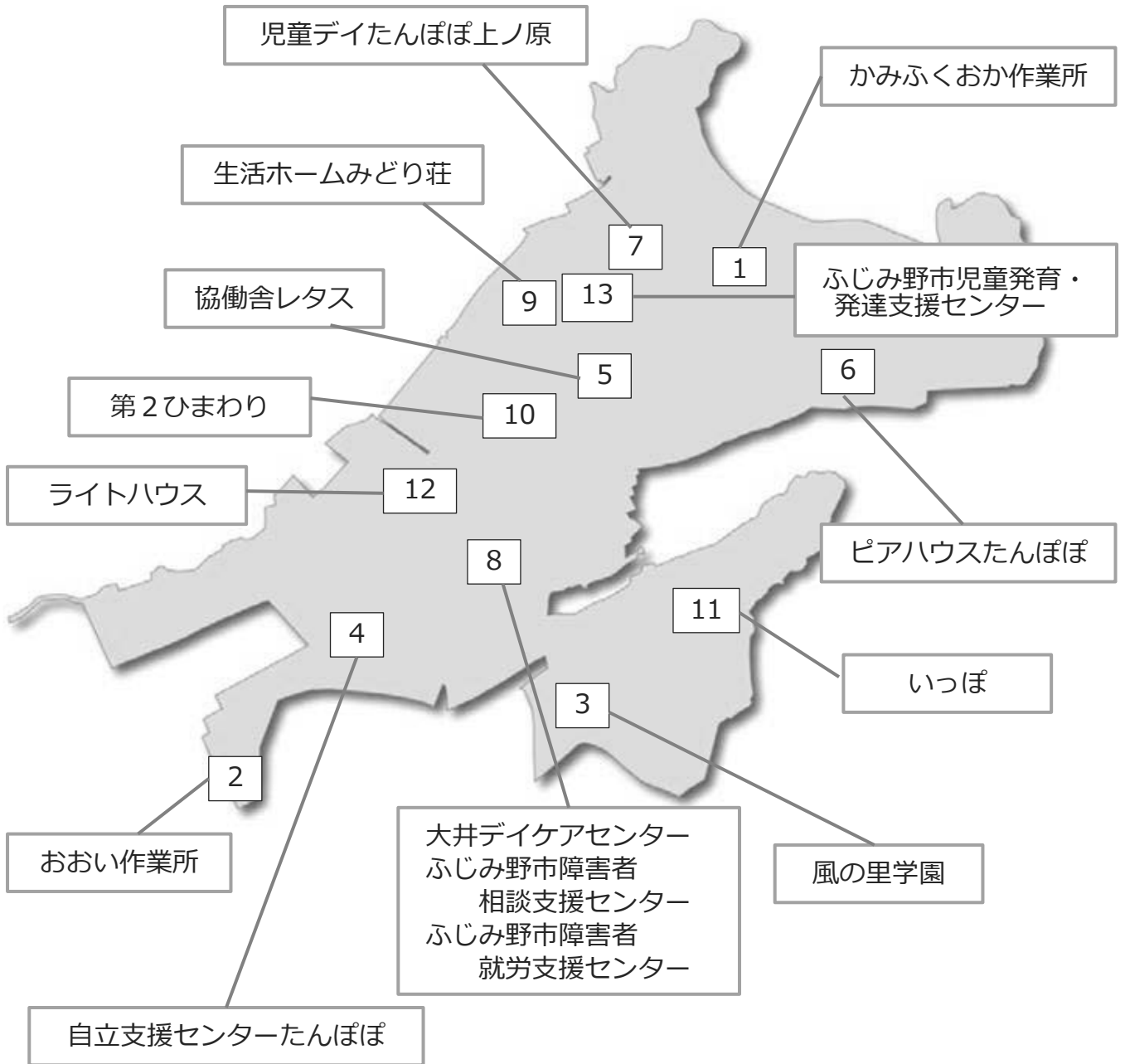
市内の障がい福祉施設

市内の障がい者福祉施設の名称・サービス形態

地図番号	施設の名称	サービス形態	定員
1	かみふくおか作業所	就労継続支援 B 型	22 人
2	おおい作業所	就労継続支援 B 型	17 人
		生活介護	8 人
3	風の里学園	児童発達支援事業	16 人
4	自立支援センターたんぼぼ	就労移行支援	12 人
		就労継続支援 B 型	18 人
		生活介護	8 人
5	協働舎レタス	就労継続支援 B 型	20 人
6	ピアハウスたんぼぼ	放課後等デイサービス事業	10 人
7	児童デイたんぼぼ上ノ原	放課後等デイサービス事業	10 人
8	大井デイケアセンター	生活介護	20 人
	ふじみ野市障害者相談支援センター	相談支援	—
	ふじみ野市障害者就労支援センター	就労支援	—
9	生活ホームみどり荘	生活ホーム	5 人
10	第2ひまわり	グループホーム	5 人
11	いっぽ	グループホーム	7 人
12	ライトハウス	就労継続支援 B 型	20 人
13	ふじみ野市児童発育・発達支援センター	児童発達支援事業	15 人
		放課後等デイサービス事業	10 人
		保育所等訪問支援	—



市内の障がい者（児）施設の位置図



第4期 ふじみ野市障がい福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

発行日 平成27年3月

発行 ふじみ野市福祉部障がい福祉課

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1

電話 049-262-9031 (直通)

